

9月市議会での重大な新事実

全容解明に力尽くした日本共産党

□高規格のストレッチャー対応型タクシーについて 当時、利用可能会社は4社もあった

高規格ストレッチャー対応型タクシーを保有していた会社は、札幌・旭川に各4社あり、そのうち札幌3社、旭川1社を利用可能でした（認可）

K社以外に電話もせず 見積合わせもなし

- ・見積もり合わせは1社で、しかも「高規格ではなかった」と新事実（他社見積もりを初めてとったのはタクシーに乗り始めて2ヵ月後の5月24日、K社から見積もりを取ったのは何と、さらに後の6月18日で会社名も書かれていないものでした。
- ・福祉事務所は、数万円の引越代でも3社からの見積もりを求めていることと比較すると、異常性は明らかです。

□監査委員の緊急調査報告書について 市長・副市長・福祉事務所長の責任は明らか

- ・130ページもののうち、福祉事務所の課長・査察指導員・4人のケースワーカーに見せたのは、「要旨1ページだけ」で、事実上の隠ぺいです。「市長には口頭報告した」といいますが、指示もしない市長の指揮監督責任は重大。

監査委員は「犯罪の可能性高い」と感じて提出

- ・一方市長は、「11月13日、犯罪と知って驚いた」と議会で述べています。市長は、監査委員の特別な報告書を無視していたのでしょうか。

運輸局からの情報収集」の提案も

- ・6点の提案には「複数の移送会社から見積もりを徴し、新たな移送会社へ移行」もあり、福祉事務所内協議で「状況を見ながら進めるとした」のに、電話1本もしませんでした。

昨年度決算 一票差でかろうじて認定 新政会・公明党以外は認定に反対

滝川市議会（中田翼議長）は、24日決算特別委員会に付託していた07年度決算認定の討論・採決を行いました。その結果、9対8の僅差でかろうじて認定されました。反対した議員は、荒木、大谷、水口、山木（以上市民クラブ）、酒井、清水（以上日本共産党）、窪之内（無所属女性の会）、渡辺（市民の声連合）。賛成は井上、関藤、田村、堀田、本間、山口、山腰（以上新政会）、三上、堀（以上公明党）です。各会派とも反対・賛成討論を行いました。

運輸局認可運賃なら 4～5万円だった

★夫の場合⇒5万円台で可能だった

高規格ストレッチャー対応型タクシー（札幌市消防局、旭川市消防局認可）の場合旭川の会社を利用・・・6時間で通院可能だったと考えられ、3720円（30分）が認可上限なので、4万4640円。これに障害者割引1割、遠距離割引で3万5712円。介助員1.5万円、高速代5300円を加えると、5万6012円になる。しかし、回数が多いことから（毎月20回以上）見積もり合わせで、介助員分はさらに安くなり、5万円程度で可能だったと思われる。

★妻の場合・・・4万円以下

市内・近隣のタクシー会社を利用・・・95%は1医療機関だったので、移送3時間、診察2時間として、5時間で可能だったと思われる。3720円（30分）が認可上限なので、3万7200円。これに遠距離割引で3万3480円。介助員必要はない。高速代5300円を加えると、3万8780円。

（注）高規格（消防局認可）でないストレッチャー対応型タクシーは、滝川市内と奈井江町にある。滝川市内の会社はグループ会社として砂川市、奈井江町にも1台ずつ持っており、毎日の配車も何の問題も無かった。

市議会報告2008年9月号（介護タクシー特集第3号） 発行者 日本共産党滝川市議団 清水雅人 酒井隆裕

日本共産党北空知留萌地区委員会 扇町3-3-28 TEL 23-0231 FAX 24-8554

日本共産党の調査と指摘で 8時間25万円のタクシー料金は 運輸局認可違法の運賃だった可能性高まる 「22万円の内訳聞いたが、返事が無かった」(現福祉事務所長)のに 2億4千万円支払った異常

8時間25万円の場、K社の見積書と運輸局認可運賃を比較すると

内容は、高額の内容不明額が生じる 運輸局認可運賃にあ てはめると、 K社の見積もり	25万円 ←-----→		
	19万円 ←-----→	内容不明額 11万3820円	ドライバー 派遣料 (乗降・見守 介助等) 6万円
運輸局認可運賃 時間制(8時間) 7万880円 4,430円(30分) で認可	高速道路料金 5300円		
札幌金山～滝川市 往復移送費(片倉勝彦様分) ストレッチャー仕様往復移送費(8時間貸切)	22万円	ドライバー 派遣料 (乗降・見守 介助等) 6万円	3 値 万 引 円 き

内容不明額11万3820円を分析しても(…理由)

- ×ストレッチャー関係設備でない…時間制の場合、ストレッチャー加算はできない(運輸局審査資料より)
- ×酸素代でない…酸素は日本中どこでもボンベを交換・補給しても1ヶ月当たりの費用は定額で、病院の医療費に含まれる。タクシー会社に別途支払ったとすれば、1千万円近く二重払いしていたことになる(診療報酬制度)
- ×迎車料金・帰りの空車料金でない…時間制は、営業所から旅客運送を終了するまで。距離制でも空車(帰り)料金は取れない。迎車も認可はあるが、初乗り料金810円まで(運輸局)
- ×待機料金でない…待機料金は時間性では適用できない。距離制でのみ適用できる。K社は1分40秒当たり120円(30分当たり4320円)の認可だった(運輸局)
- ×医療用機器の使用料金・設備料金でない…K社の介護タクシーには、電動吸引器、携帯型心電計などが搭載されているが、K社のホームページには、「医療用機器を使用された場合別途料金を申し受けます」と記載されている。しかし、今回は使用していない。(K社のホームページ)
- △～×介護・運転等人件費でない…介助派遣料として6万円見積られているので、別に人件費が請求できるとは考えられない。
- △～×空車の高速道路代ではない…空車の料金は最大でも810円しか請求できず。当然高速代は請求できないと思われる。

(注) ×…請求できないもの △…請求できる可能性はある

決算委員会・一般質問で 開き直りの答弁

田村市長の答弁

- ・ 運輸局認可運賃以内だったと言えるのか…「判断できない」
- ・ 内訳を示せないことについて…「トータルで考えた」
- ・ 最低限度の額を超えていたと言明すべき…補助金なので国が判断すること

現福祉事務所長の答弁

- ・ 当時の福祉事務所は運輸局料金を知っていたか…「知っていた。」
- ・ 内容不明額が11万円以上ある。内訳は…「内訳を聞いたが返事はなかった。
(内容を聞いて返事も無いのに、請求されるがままに支払い続けた)

**日本共産党
生活相談所のご案内**

お気軽にお電話下さい。無料弁護士相談も実施しています。 日本共産党事務所(扇町3-3-28) 23-0231 または
■清水雅人 空町1-5-2 23-7924 ■酒井隆裕 西町5-6-29 23-5898